# 山梨県女性相談所 相談状況

山梨県女性相談所では、女性からの様々な相談に応じる婦人保護事業と、 配偶者や交際相手からの暴力等に悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターの業務を行い、 来所相談、電話相談に応じています。

### 来所相談・電話相談数の推移(H25~R4)

表1

年度	来所相談	<u>-</u> 10	電話相談	<u>-</u> 10	相談計	DV再掲計	DV率	
	計	DV再掲	計	DV再掲			(%)	
25	238	184	1, 171	657	1, 409	841	59.6	
26	313	258	1, 058	617	1, 371	875	63.8	
27	344	300	1, 336	865	1,680	1, 165	69.3	
28	326	272	1, 350	796	1,676	1,068	63.7	
29	234	183	1, 283	601	1,517	784	51.6	
30	323	261	1, 612	657	1, 935	918	47. 4	
1	357	277	1, 750	854	2, 107	1, 131	53.6	
2	197	178	2, 121	1,290	2, 318	1,468	63.3	
3	171	127	1, 540	778	1, 711	905	52.8	
4	183	149	1,738	679	1, 921	828	43.1	

## 2. 相談の状況



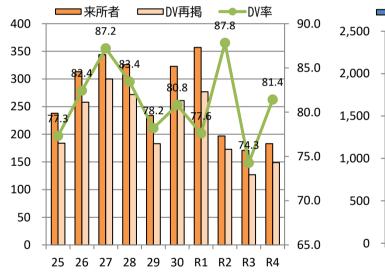
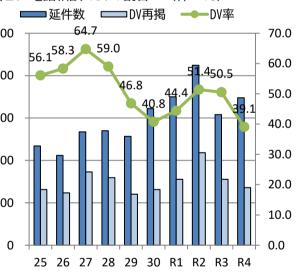
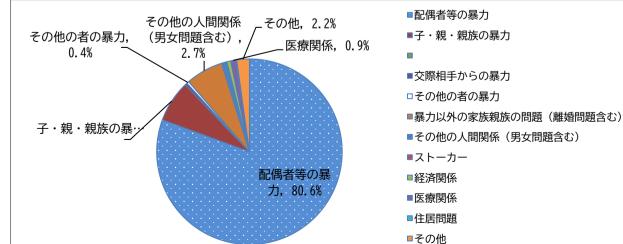


図2. 電話相談のDVの割合 (件・%)

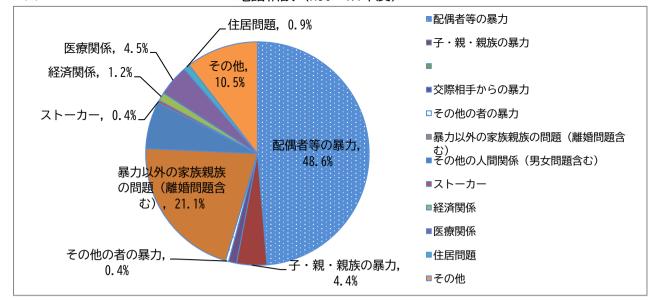


■来所相談は約8割、電話相談は4~5割がDV相談である。

### 3. 相談の内容 図3



### 来所相談(H30~R4年度 )



■過去5年間の相談内容では、来所相談、電話相談とも「夫等の暴力」が最多であり、次に「暴力以外の 家族親族の問題(離婚問題含む)」と続いた。

表2.「交際相手からの暴力」相談件数

年度	来所	電話
25	5	17
26	11	10
27	4	20
28	9	40
29	3	17
30	1	10
1	4	29
2	0	27
3	0	16
4	0	20

図5. 「交際相手からの暴力」相談件数の推移

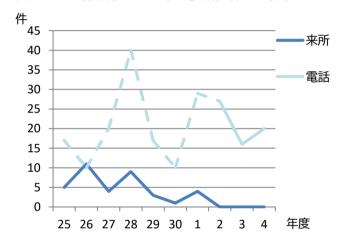


表3.日本語が十分に話せない被害者からの相談件数 ※本人からの相談のみ計上。

年度	相談件数	DV再掲
30	3	2
1	5	5
2	13	13
3	28	12
4	22	9

- ■本人との意思疎通だけでなく、国際的な手続きの煩雑さな どの困難さもあり、必要に応じて通訳者の依頼や、小型翻訳 機等のツール活用により対応している。
- ■対応した言語は、タイ語、タガログ語等。

表4.夜間電話相談

年度	相談件数	DV再掲	DV率(%)
30	171	43	25.1
1	173	62	35.8
2	229	97	42.4
3	172	90	52.3
4	287	92	32. 1

■17:00~20:00の間に相談があった件数を夜間電話相談として計上している。

### 4. 一時保護の状況

表5.一時保護件数とDVの割合

-	<u>衣り.</u>	一吋休護	十致とい	り 割合
	年度	保護件数	DV再掲	DV率(%)
	25	28	21	75.0
	26	34	27	79.4
	27	34	30	88.2
	28	31	28	90.3
	29	12	9	75.0
	30	20	19	95.0
	1	17	15	88.2
	2	12	12	100.0
	3	5	3	60.0
Ī	4	8	7	87.5

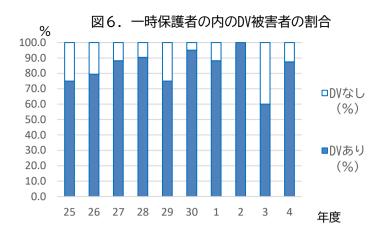


表6.一時保護に同伴した子ども等の数(人)

) •h4.	木段に凹げ	+0/276	<u>し</u> もり数(
年度	保護件数	内、子等を 同伴した者	同伴率(%)
25	28	13	46.4
26	34	19	55.9
27	34	21	61.8
28	31	14	45.2
29	12	5	41.7
30	20	9	45.0
1	17	11	64.7
2	12	5	41.7
3	5	4	80.0
4	8	4	50.0

- ■相談者の希望により、緊急的な安全確保のための 一時保護を実施している。
- ■入所者の約半数に同伴者がおり、そのうちほとん どは子どもである。
- ■女性相談所の性質上、同伴児童が中学生以上の男児であった場合、児童相談所に一時保護の協力を依頼している。

### 5.配偶者暴力相談支援センターの相談状況

表7. 保護命令申立に係る書面請求があった者の命令発令状況(件)

年度	命令発令	却下	取り下げ	計
30	6	0	1	7
1	3	0	1	4
2	1	0	0	1
3	1	0	0	1
4	1	0	0	1

- ■保護命令申立に係る書面請求は、ここ数年で減少 している。
- ■令和6年度から接近禁止命令についての法文が改正 されるため、今後の動向を注視する必要がある。

表8. 相談者の年齢(R4) ※相談者本人からの相談で、主訴以外でもDVの要素を含む相談を計上。 (単位・件)

		20歳	未満	20点	<b></b>	30点	<b></b> 後代	40点	級代	50点	<b></b>	60~	74歳	75歳	以上	不	明	計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
来	所	1	0	17	0	48	0	45	3	24	0	8	0	0	0	0	0	146
電	話	1	0	35	1	144	1	159	3	80	2	67	0	0	0	140	6	639
	計	2	0	52	1	192	1	204	6	104	2	75	0	0	0	140	6	785
	%	0.	2	6.	8	24.	6	26.	8	13.	5	9.	5	0.	0	18.	6	

- ■R4年度における、配偶者暴力相談支援センターの相談者の年齢は、30~40歳代が多い(約50%)。
- ■電話相談では匿名の相談も可能なため、「不明」の件数が多い。